

議事要旨(2)企業会計基準公開草案『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)(案)のコメントについて

西川委員長(専門委員長)より、これまで、複数事業主制度における例外処理(退職給付会計基準注解(注12)に基づく処理)を採用している場合の開示の拡充について議論してきたが、専門委員会での議論はすでに終了しており、後は委員会での議論を残すのみである旨の説明がなされた。続いて、河本専門研究員から、基準案の概要について説明が行われた後、公開草案に対して寄せられたコメントへの対応案について説明がなされた。

1. 寄せられたコメントへの対応案について

公開草案に対しては、(1)重要性の判断基準に関する事項、(2)注解(注12)の適用範囲に関する事項、(3)掛金拠出割合等の算定方法に関する事項、(4)積立不足に係る引当計上の要否に関する事項の4点についてコメントが寄せられていることが説明された。このうち、(2)注解(注12)の適用範囲に関する事項については、今般の改正によってこれまでの適用範囲の取扱いを変更するものではないことを結論の背景に明記することとしている旨及びその文案の説明がなされた。

2. 質疑応答

事務局からの説明後、次のような質疑応答があった。

- ・ 掛金拠出割合については、どのような掛金割合を利用してもよいのか、また、一定の幅を持たせた割合の開示でもよいのか。(委員)
- ・ 掛金の対象範囲は、標準掛金と特別掛金等を合わせた掛金総額を想定している。これらによる割合と特別掛金のみ拠出割合とが乖離している場合には、開示例の脚注にあるように、適宜補足説明を加えることがあり得る。また、一定の幅を持たせた開示は想定しておらず、文案上言及はされていない。(事務局)
- ・ 引当計上の要否に関するコメントへの対応案の記載の意味は、企業の判断で引当計上することは妨げないということによいか。(委員)
- ・ 積極的に引当計上を求めるものではなく、何らかの理由があれば引当計上があり得る旨の記載に止めているものである。(事務局)
- ・ 会計基準の改正に伴って、JICPAの実務指針についても一部改正をすることになると思われるが、これによっても、これまでの注解(注12)の適用範囲が変わらないということによいか。(委員)
- ・ JICPAの関係者との間で、そのように確認がなされている。(事務局)
- ・ 特殊な場合(例えば、制度への加入者が脱退などにより減少している傾向にある場合等)には、現時点の拠出割合等を示すのは必ずしも適切ではなく、方向性を示すことの方が適切な場合があると思われるが、このような場合にはどのように対応するの

か。(委員)

- ここで求められている開示はあくまで目安の情報であり、個別のケースについてどのような記載を求めるかまでは規定していない。規定に従って数値を記載した上で、必要であれば補足説明として記載することとなると考えられる。(事務局)

以 上